

～松江市子ども医療費助成制度のご案内～

【子ども医療費助成制度について】

○医療機関で診療を受ける際に、医療機関・薬局等の窓口でマイナ保険証（もしくは資格確認書）と一緒に『子ども医療費受給資格証』（以下「受給資格証」といいます。）を提示することで助成を受けることができます。



■ 1ヶ月・1医療機関あたりの本人負担限度額

区分	松江市子ども医療費助成制度		
	1ヶ月・1医療機関あたりの医療費負担割合		
	入院	通院	薬局等
0歳～ 中学3年生	0円	0円	0円
高校生年代	1割負担 (上限月額2,000円)	1割負担 (上限月額1,000円)	0円
18歳～20歳未満 (慢性呼吸器疾患等16疾患群)	2,000円	助成対象外	助成対象外

※高校生年代とは、15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日までのことです。
※薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。
※18歳～20歳未満（慢性呼吸器疾患等16疾患群）の助成を受けるためには別途手続きが必要です。

令和7年4月1日から、
助成対象が高校生年代
までになりました。



【内容変更・資格喪失のお手続きについて】

○住所、氏名、加入保険などに変更がある場合は変更の手続きが必要です。本庁子育て給付課もしくは各支所市民生活課にて手続きをしてください。
○市外へ転出される場合もお手続きが必要です。転出後は松江市の「子ども医療費受給資格証」はご利用いただけませんので、松江市に返還してください。

【学校・保育施設におけるけがなどについて】

○学校・保育施設内でのけがで「日本スポーツ振興センター災害共済給付」により医療費助成が受けられる場合は、子ども医療費助成制度の利用はできませんので、学校や保育施設にご相談ください。
○その他、第三者行為（交通事故等）におけるけがの場合も子ども医療費助成制度を利用することはできませんのでご注意ください。

【医療費の払い戻しについて】

- 県外医療機関受診時など『受給資格証』が利用できなかった時や、治療用補装具等を購入した時は、還付請求することにより自己負担額を返還します。
- 還付請求は本人負担額の請求を受けた日より 2年以内 に行ってください。

■還付請求の手続きに必要なものは次のとおりです。

	受給資格証が利用できなかった場合	治療用装具や治療用眼鏡を購入した場合
還付請求に必要なもの	① 領収書（受診者名、保険診療点数、領収印のあるもの） ② 口座（保護者名義）のわかるもの ③ 子ども医療費受給資格証	① 医師の証明書もしくは弱視等治療用眼鏡等作成指示書（コピー可） ② 領収書 ③ 保険者からの医療費支給決定通知書（給付額の分かる通帳のコピーでも可） ④ 口座（保護者名義）のわかるもの ⑤ 子ども医療費受給資格証

※詳しくはホームページをご覧ください。

【助成対象外の医療費について】

○助成対象は保険診療分のみです。保険診療の対象でない医療費や入院時食事療養費（入院時の食事代）は助成の対象ではありませんので、患者さんの自己負担が生じます。

（自己負担が必要な例）

入院時の室料・病衣代、初診時や時間外診療に対する選定療養費、先発医薬品に対する特別料金※、予防接種、診断書等作成文書料など

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金がかかります。後発医薬品は先発医薬品と同じ有効成分で、同等の効果があると国に認められたものです。後発医薬品の積極的な利用と医療費の節約にご協力をお願いします。

【高額療養費について】

○入院などで医療費が高額になった場合に、健康保険が負担する高額療養費を子ども医療費助成で肩代わり負担することがあります。この場合、健康保険に肩代わり分を請求するために「高額療養費支給申請書」の提出をお願いすることがあります。

【マイナ保険証と受給資格証の一体化について】

○これまでは、医療機関・薬局等の窓口でマイナ保険証（もしくは資格確認書）と受給資格証の2枚を提示していただいていたりましたが、一部医療機関でマイナンバーカード1枚で受診できるようになりました。

（注意）医療機関の都合により利用を中止する場合があります。

利用できる医療機関はこちら
（本市ホームページ）



【問い合わせ・受付窓口】

〒690-8540 松江市末次町 86 番地 TEL 55-5326

松江市役所 子育て給付課 給付係（各支所 市民生活課でも受付しております）